

愛知県に入猟される皆様への防疫措置のお願い

愛知県では、2018 年度以降、毎年、豚熱に感染した野生イノシシが複数確認されています。

また、豚熱と比べ致死率が高い伝染病であるアフリカ豚熱が、2023 年 12 月 21 日以降、韓国・釜山の野生イノシシにおいて複数確認されている状況です。

豚熱が発生すると、発生地域周辺でイノシシ肉の利用が制限されるなど、狩猟にも影響があります。

豚熱の感染拡大防止のため、防疫措置にご協力ください。

■「陽性エリア」においてイノシシの狩猟を実施する方

1 捕獲したイノシシ及びイノシシ肉の取り扱い

捕獲したイノシシの利用は、陽性エリア内での自家消費に限定。
解体による血液、残さ、内臓等の消毒処分を徹底。

- (1) 捕獲したイノシシ及びイノシシ肉、その残さ等については、陽性エリア外には持ち出さないこと。また、イノシシ肉については自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わない。
- (2) 捕獲したイノシシを運搬する際には、血液等が漏出しないようビニール袋で密封し、血液等が漏出した場合は消毒する等の防疫措置をとる。
- (3) イノシシの死体の処理について、死体や残さ、内臓等を埋設する場合、埋設地点に逆性石鹼※（パコマ、オスバン S 等）を十分に霧吹き等で噴霧する、又は石灰を散布する。
- (4) 食肉利用とする場合については、現地または現地付近の適切に管理された解体場所において解体を実施し、イノシシ肉のみを密封容器に入れて持ち帰る。
解体の際には、イノシシの残さや内臓が河川等の環境中に流出することのないよう、十分に注意する。
- (5) 持ち帰ったイノシシ肉を廃棄する場合は、煮沸や電子レンジにより、中心部まで加熱した上で廃棄する。また、容器はしっかり洗い、消毒した上で廃棄する。

※希釈が必要な消毒液は、適切な濃度に希釈して使用してください。

2 消毒

捕獲地点、衣類・靴、わな等捕獲器具、車両、手指、廃棄物の消毒の徹底。

(1) イノシシ捕獲地点の消毒

捕獲イノシシを止めさした地点の半径 1m 範囲を、逆性石鹼を地面が湿るまで霧吹き等で噴霧する、又は石灰を散布することにより消毒する。

なお、血液や糞便等が付着した地点等も同様な消毒を実施する。

(2) 衣類・靴の消毒等

- ・ イノシシの捕獲実施者は、現地を離れる際に上着及び靴を脱ぎ、他の衣服及び靴に交換する。脱いだ上着及び靴については、ブラシ等で土や汚れを落とした上で、逆性石鹼又は消毒用アルコールを霧吹き等で噴霧することにより消毒の上、ビニール袋等で密封し、持ち帰った後に洗濯、洗浄を実施する。
- ・ イノシシ以外の鳥獣捕獲実施者は、ブラシ等で土や汚れを落とした上、逆性石鹼を霧吹き等で噴霧することにより消毒する。靴底は、現地を離れる際及び作業の都度、必要に応じて消毒する。

(3) わな等の捕獲器具の消毒

狩猟に使用したわな等の器具は、逆性石鹼に浸漬あるいは、霧吹き等で噴霧にすること等により、消毒する。

※ 捕獲場所にて消毒する。次に使用する際には、水でよく洗浄する。

(4) 車両（タイヤ、荷台、足マット等）の消毒

ブラシ等で土や汚れを落とした上、逆性石鹼を霧吹き等で噴霧する。タイヤは、作業現場及び未舗装エリアの出口で消毒する。

(5) 手指の消毒

上記の作業後に、消毒用アルコール等で手指を消毒する。

(6) 廃棄物の処理

ゴミはゴミ袋に密封し、逆性石鹼で消毒後、適切に処分する。

3 エリア間での移動の制限

陽性エリアでイノシシを捕獲した方は、陰性エリアでの狩猟を自粛。

・ 陽性エリアでの狩猟実施者に対する陰性エリアでの狩猟の制限

陰性エリアへのウイルス拡散を防ぐため、陽性エリアでのイノシシを捕獲した方は、狩猟期間中を通じて、陰性エリアにおける狩猟を控える。

■陽性エリアでイノシシ以外の狩猟を実施する方

上記「2 消毒」(2)～(6)の部分を徹底。

■狩猟を実施するすべての方

狩猟当日、養豚場への立入りを控える。(養豚場関係者を除く。)

～ 防疫措置にご協力をお願いします ～